

様式第 6 号

会 議 録

名 称	平成 2 6 年度第 4 回市川市高齢者福祉専門分科会	
議題及び議題毎の公開・非公開の別 ※非公開の場合は公文書公開条例第 8 条の項号を記載する	1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 2 7 年度～平成 2 9 年度）骨子案に対する審議会でのご意見について（公開） 2 介護予防・日常生活支援事業について（公開） 3 その他（公開）	
開催日時場所	平成 2 6 年 1 0 月 8 日（水）午後 3 時 4 0 分～午後 5 時 5 0 分 市役所 3 階 第 5 の 1 委員会室	
出席者	委員	藤野委員、伊藤委員、高田委員、塚越委員、戸村委員、知久委員、松丸委員、横谷委員
	事務局（所管課）	福祉部高齢者支援課
	関係課等	高齢者支援課、地域福祉支援課、介護保険課
傍聴区分	○可（0 人）・不可	
会議の概要	※詳細別紙	
配付資料	≪配付資料≫ ・会議次第 ・分科会資料 4 介護予防・日常生活支援事業について	
特記事項		

様式第 6 号別紙

平成 2 6 年度第 4 回市川市高齢者福祉専門分科会会議録（詳細）

- 1 開催日時：平成 2 6 年 1 0 月 8 日（水）午後 3 時 4 0 分～午後 5 時 0 0 分
- 2 場 所：市役所 3 階 第 5 の 1 委員会室
- 3 出席者：藤野委員、伊藤委員、高田委員、塚越委員、戸村委員、知久委員、
松丸委員、横谷委員
市川市 鹿倉信一（高齢者支援課長）、野口栄一（地域福祉支援課長）、
吉見茂樹（介護保険課長）、他担当課職員
- 4 議 事：（1）市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成 2 7 年～平成 2 9 年
度）骨子案に対する審議会でのご意見について
（2）介護予防・日常生活支援事業について
（3）その他

《 配付資料 》

- ・会議次第
- ・分科会資料 4 介護予防・日常生活支援事業について

【午後3時40分開会】

(事務局より配布資料の確認)

- 1 市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年～平成29年度）
骨子案に対する審議会でのご意見について

藤野会長： ただいまから、平成26年度 第4回市川市高齢者福祉専門分科会を開催いたします。本日の議題は、会議次第1「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）骨子案に対する審議会での意見について」、会議次第2「介護予防・日常生活支援事業について」となります。
 それでは、会議次第1につきまして、事務局よりご説明をよろしくお願ひします。

(事務局より説明)

藤野会長： それでは骨子案について、何か改めて、もしくは追加のご意見などは、いかがでしょうか。

戸村委員： 介護予防とは関係ないですが、審議会の中で見舞金のお話が出ていますね。例えば敬老祝い金について、この前アンケートを行いました、それを踏まえた見直しというのは考えていないのですか。

事務局： 敬老祝い金につきましては、9月議会におきまして、委員からの発議による条例の改正が可決されました。来年から80歳の方に5,000円を支給します。
 88歳が現行通り2万円、99歳も現行どおり3万円で、いま100歳以上が5万円ですけれども、100歳が5万円、101歳以上は1万円になります。

藤野会長： ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

塚越委員： 災害時要援護者の名簿登録制度は、自治会との覚書の取り交しは50%強ぐらいになっていると思うのですが、今後

また、自治連には呼びかけをしていくのでしょうか。

事務局：

今 225 のうち 125 になっていて 55.6%です。そういう状況なので、どんどん働きかけをしていきたいと思っています。来月に地区推進会議があり、自治会や民生委員、そういった方々が集まりますので、危機管理や地域振興等の関連の部局も出席した中で、いろいろご意見等をいただきながら進めていきたいと思っています。

ただ、審議会で小安委員のご指摘もありましたが、災害対策基本法が変わって、呼び名自体も、災害時要援護者から、避難行動要支援者に変更しております。そのための支援プランを市川市も作成していますが、まだそのプランの変更ができていません。そちらの方の整理も含めて、自治会には働きかけたいと考えています。

塚越委員：

1月17日に、市内一斉の避難訓練が実施されるかと思っています。それに絡めても、大切なことだと思っていますので、早目の対応をお願いします。

戸村委員：

我々、民生委員をやっていますけれども、やはり自治会が、なぜ受け入れないのか、この辺の説明を。全く動いていないですね。民生委員と自治会とが全く別の資料というのはおかしいです。実際、災害時というのは、自治会が主体になって、自主防災組織がありますから、そこで民生委員も一緒に入ります。資料は違ったものをばらばらに持っていて意味がない。

我々、民生委員では、自治会とぜひ連携をとって、1つのものにしようと考えています。お互いにマップを作って、別々に見ていても全く意味がない。そういうところを踏まえて行政は、例えば地域振興課、要するに自治会の窓口です。そこと一緒になって、まずは行政が連携をとってもらいたい。

なかなか我々も、自治会と連携をとろうとしているのですが、結局、高齢者の皆さんが、災害時要援護者名簿を受けつけないところがある。なぜ受けつけないかという点。そこをよく聞いて、ぜひとも連携を図っていただきたい。

いと思います。

藤野会長： 行政が働きかけを強くしていかないと、地域によっては連携できているところもあるし、全然できていないところもある、といったことはあるかと思います。

横谷委員： 関連の話ですが、先ほど、小安委員のほうからも指摘があったように、既に国が制度改正をしましたよね。一番ネックになっているのは、個人情報保護の問題の取り扱いについてなんですけど、もともと、この話というのは、震災が30年以内に70%というように取りざたされて、スタートしたわけですが、昨今の状況を見ますと、わずか2、3週間の間でも、御嶽山の話であるとか、18号の台風の直撃を受けるという、こういうような災害は、非常に多くなっています。

昔、河川改修をやっていた経験から言うと、時間30ミリ対応というのは、大体百年に一度、50ミリ対応から75ミリ対応という、千年に一度といったような言い方をしていましたが、昨今の気候現象を見ていると、千年に一度が頻繁に起きるといような状態になっているわけですね。

法改正はしましたが、テレビの報道を見ていると、これがネックになっているなというのを非常に感じました。報道機関によっては、言い方が何だか、奥歯にものが挟まったような報道の仕方、完全に個人情報の問題で出せないというようなことがあります。

国の法制度は変わりましたし、これで徐々に変わってくると思います。本市においても、個人情報を網羅して、要するに、基礎自治体としても受け皿としての条例を考えていますよね。この整合性というのは、どういうふうにしていくのかなと思っています。

広い範囲の話で、この社会福祉審議会の分科会の中で論議するには、ちょっとテーマが大きいのかもしれませんが、実はその一画の中に、この避難支援者の話ということが含まれておりますので、この辺の見通しというのは、どういうふうになっているのか教えていただけますか。

事務局： 現在、支援を要望する方に手を挙げていただいて、別個に登録させていただいています。ですから、いかに多くの方に手を挙げていただくかということになります。逆に千葉市の場合は、手を挙げた方は名簿から削除していますので、登録者は多い。一方で、自治会の受け皿が小さいという現状もあります。市川市としては、同時に進めることがベストだろうと思っており、自治会をお願いしていくのと同時に、要援護者の方にも直接お話ししたりして、登録していただくというような形をとっていくのがよろしいかなとは思っています。

横谷委員： この間の、18号の台風のときにも、市川市がちょうどコースに当たったということで、随分NHK等に出ておりましたけども、避難指示、要するに一番厳しい決定をいち早く出して、実際には、半ば空振りのなところもあったと思いますが、非常にいい判断だったなと思っております。そういう意味でも、この辺の話というのは、やはり全面に出して、理解を広める、あるいは物事の改正になったその肝の部分というようなところを、よくご理解をいただくのはもちろん、防災関係の方ともタイアップしてもらうように、よろしくをお願いします。

戸村委員： 災害時要援護者登録制度で、登録するときに、災害時には自治会等に開示します、という了承をとっているわけですよ。各自治会にも、開示できるということを、よく説明をすれば、自治会が拒むということはないと思います。必要によっては、条例でも決めたらいいと思います。

生死にかかわることですから。それが個人情報と言っていること自体がおかしいと思います。そこをよく踏まえて、条例にするなり、制度が変更したなら、そのときには開示しますよと再度、了解をとった上で登録してもらう、そういうことをやっていっていただきたいと思います。

藤野会長： そのあたりで、調整をよろしく願いいたします。他にいかがでしょうか。どうぞ。

高田委員：

個人情報については、以前の審議会でも触れたことですが、その第一の目的に、個人にとって有益な情報を保護するためというくだりがあったように思うので、何も個人情報が駄目と言っているわけではないということだと思っておりますが、そういった観点から、一定の手続きを経て、いざというときに対応するという仕組みが、やはり必要なのかなと思います。

それから2点目に、審議会でご意見いただいたものと、あと、私どもが前回、分科会で意見を出したものを含めて、ご検討いただけたらありがたいと思います。

それから、今日の審議会で、53 ページに、コミュニティワーカーと生活支援コーディネーターの配置というのがありますが、その関連性についてご質問がありました。生活支援コーディネーターをひもといていくと、もともとは、一定の講習を受けた専門職ということで、今回の制度改正で、次年度から本格的に展開されるものだと思います。自分でもよく整理できていないのですが、現在の社協にコミュニティワーカーがありますけれども、一方、制度改正では、地域包括支援センターにもというくだりもありますので、市川市はどういう選択をするのか。その辺りは庁内の会議等を踏まえて今後、分科会でも、皆さんと確認していけたらと思っています。

それから、誰が主体なのかというご意見がございました。これは私も、いろいろあるのかなと思うのですが、一つは専門職が主体で、地域包括でいえば、権利擁護に関する制度を、専門職の力量を底上げしてということでしょうし、ケアマネ自体の底上げも当然必要となってくると思います。今、制度改正で一番求められている、介護予防、生活支援になってくると、むしろ地域住民が主体となって介護予防にどう取り組むかというのが、大切になってくるのかなという気がしまして、それを育てる仕組みを、どこでどうつくればいいのかと思います。介護予防、生活支援が市川の各圏域でつくられるときに、地域住民がどう主体的に取り掛かっていくかというのが、来年度以降かなり課題になってくるころだと思います。

藤野会長： その辺りが、今回の改正の一番の目玉だと思います。都市型の市川の場合、難しい部分があるとは思いますが、ただ、そうは言っても、取り組んでいかざるを得ないので、そこで町内会、自治会とか、社協さんとか、地域包括とか、みんなが関わっていくしかないと思います。あとは、いかがでしょうか。

戸村委員： 関連しまして、地域住民というのは分かるのですが、市川というのは都市型ですので、自治会そのものに参加する若い方が非常に少ないのですよね。極端なことを言うと、他人には一切干渉しないというような方が多い中で、地域住民が主体になるというのは、非常に難しいことだと思います。この辺が、農村部と都市部の大きな違いだと思います。

ですから、社会福祉協議会でも、おたがいさま事業というのをやっていますけれど、これが非常に難しい。言うのは簡単ですけれど、近所づき合いというのが、今は少なくなってきましたから、これは一番難しいところで、なかなか実現できそうにないと思います。

松丸委員： 確かに、農村部の方がつくりやすいというのはありますが、人口がある程度多いところで、介護予防を住民が主体になってやって、地域づくりができているところも、現に全国の中にはあります。市川市の住民の人たちはすごく賢くて、パワーがあってという人たちが、たくさんいらっしゃるので、どうしたら、その人たちと一緒に、今の課題を共有して、自分の地域で何をすればいいかということ、行政や社協がどうやって動機づけを市民の人たちにさせて、一緒になって、自分たちの住んでいる地域を良くしようということができるかというところが、今回の課題だと思います。

戸村委員： 一つ何かモデル地区でもつくって、どうやったらいいかという風にやっていかないと。

松丸委員：　　そうですね。ご存知のように、14 地区ある中で、地域の差がすごくあるので、一律にこういう案がいいということは、すごく難しく、この地域にはどうやってやったらいいかというのを、コーディネーターの人たちが、1つ1つ丁寧にやっていくということが大切だと思います。

3年間で、全てできるということは、難しいと思います。やっているところは、つくるのに10年ぐらいかかっています。6期の計画では、37年に向けて、いずれそういう地域づくりができていけばいいというぐらいの、長い気持ちでいかないと、とてもできないのではないかと思います。

藤野会長：　　いきなり完成するようなものは、この6期では、特に都市型では、言われたように無理だと思います。できるところからやっていきながら、少しずつ、地域支援コーディネーターの方とか、いろんな専門職とネットワークをつくりながら、どこかに火をつけたら、すごく一生懸命やってくれる住民がいて、その人たちをうまく持ち上げながら、一生懸命介護予防をしていかないと、ということだと思います。

恐らく今回、先ほどの専門職の養成的な部分で、ヘルパーですとか介護人材が足りなくなるので、結局、予防的なところは住民に依存しないと足りないですね。専門職はもっと重度の方に本当に必要になってくるので。ですから、生活支援コーディネーター4人、3人で大丈夫かなというのは、私も少し思っています。ただ、それも段階的に、少しずつ、増やしていただくような方向にもっていただけたらと思います。

地域福祉支援課長：　生活支援コーディネーターにつきましては、あとで2番の「介護予防・日常生活支援事業について」で、ご説明させていただく予定でございますが、イメージとしては、地域づくりのコーディネーターということで、国は2層構造で考えております。市町村に、まず置きまして、その次には中学校区、いわゆる現場レベルでというようなことを想定しております。予算的なものも絡んできますので、進めながら、その辺の数を今後考えていかななくてはならないと

思います。その資料を、今日配布させていただいています。

それから、先ほどから出ていました、コミュニティワーカーですが、いわゆる資源開発といったところで、例えば地域ケアシステムは平成13年2月から立ち上げが始まって最後は20年の3月ですから、そこまで6年か7年かかっています。それぞれ地域ごとに特色はございますので、地域ごとにやっていく必要があるのかなと思っています。

そういうようなこともあって、地域を専門的な地域包括支援センターと、地域ケアシステム、地区社協と合わせたことによって、そこで一緒にその地区をどうしようかという話に今度はなると思います。みんなばらばらに地区を持っていますと、この地区のことだけとなってしまいますけれども、A地区だったら、A地区の同じ土俵の中で地域づくりにかかっていくことができると思います。

その中で、どこがイニシアチブをとるのかといったときには、やっぱりその地域ごとで違ってくる可能性はあると思いますので、そのところは、地域ごとに考えていく。当然、行政が関わって、一緒につくっていくということが必要だと思っています。

藤野会長： ありがとうございます。その辺りの区分けがうまくマッチングしたということは、今後の大きな流れだという感じですね。

あとはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、他にご意見がないようでしたら、次第の2「介護予防・日常生活支援総合事業」について、いまお話があった内容について、ご説明よろしくお願ひします。

(事務局より分科会資料4「介護予防・日常生活支援事業について」に基づき説明)

藤野会長： ありがとうございます。

松丸委員： 教えていただきたいのですが、3ページの通所介護の上から1、2、3は理解できました。最後の4つ目のところ「リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与する教室」という

のはどういうものですか。

地域福祉支援課長： 地域福祉支援課でチェックリストを使って、二次予防の対象者に今、行っている事業のことです。

松丸委員： それもやるのですか。

地域福祉支援課長： メニューとしては、入るということです。

松丸委員： それは2ページでいうと、どこになるのですか。

地域福祉支援課長： 2ページでいうと、多様なサービスの④通所型サービスC（短期集中予防サービス）、これに入ります。ただ、この事業については例示ですので、必ずこれをやらなければいけないということではなく、国は、こういう事業もメニューとして1つあるのではないかとやっているということです。

藤野会長： 思いつくことを書いたということですね。

地域福祉支援課長： そうということです。抜け漏れのないように載っています。

松丸委員： 1、2、3までは絶対やらなければならないということですか。

地域福祉支援課長： 1、2、3まで全部やるということでもないです。極端な話で言えば、1だけでやっていってしまう場合もあるということです。

松丸委員： わかりました。

藤野会長： 緩和的かというとのは、別に専門職ではないような事業所でもということですよね。ですから、できるだけ国は、今までのような資格を持っている人ではなくても、一般の人がやっているような、緩和した形での②の事業だとか、それから全くの素人である町内の方々やいろんな人たちがネットワークをつくりながら事業をやっていく③みたいなと

ころも、そこに対する支援をしながらやっていこうということです。できるだけそちらに移行させながら、国の予算を切り詰めていこうというような話です。

地域福祉支援課長： 補足ですが、要介護認定について、このA3の用紙にあります。今は要介護の申請をしていただいて、認定調査と保険証をいただいて要介護認定、サービスとつながるようになりますけれど、新しい総合事業が始まった場合には、これは流れの1つになります。もう1つは窓口で、65歳以上の方に基本チェックリストを用いて簡便な調査という形で、この新しい介護予防・生活支援サービス事業の利用をしていただくというような流れもございます。ですから、必ずしも要介護認定を受けずに窓口の相談の中で、例えば予防のデイサービスですとか訪問介護、ヘルパーさんですとか、そういうサービスが必要だということであれば、チェックリストをしていただいて、その結果、介護予防マネジメントということで、包括支援センターでケアプランをつくってもらって、サービスにつなげていただくということです。

戸村委員： 認定は受けないのですか？

地域福祉支援課長： 65歳以上の方の場合、認定は受けなくても大丈夫です。ただ、2号被保険者、40歳から64歳までの方につきましては、やはり何らかの16疾病の病気を抱えているという可能性がありますので、その場合につきましては、きちっとした形で認定を受けていただきます。

戸村委員： 認定を受けた人と、受けない人、サービスとしては、どこが違うのでしょうか。

地域福祉支援課長： 例えば介護予防・生活支援サービス事業はいわゆる要支援1、2の方と虚弱な方が対象ですので、その時点で、例えば生活状況をお伺いしたりして、やはり専門的な介護のサービスが必要かどうかの判断を窓口でするようになります。

藤野会長： 要支援状態以下の方々について、事業でサービスを受ける場合には、基本的な今までの介護保険みたいなサービスではないということですね。

地域福祉支援課長： そうです、新しい介護予防の生活支援サービスです。

戸村委員 違うのですね。

地域福祉支援課長： 違います。今までの介護保険を受けるためには、認定を受けていただく。

戸村委員： 我々、民生委員のほうで見守りをやっていますでしょう。そうすると、だんだん重症化しますと、介護保険を使わなくては損だという、そういう風潮もあるのですよ。だから、ちょっとでも具合悪い人は、やはり介護認定を要支援でもいいから受けています。例えば要支援の人は、デイサービスか何かに強制的に行かせるとかして、そこでリハビリやって、それが外れるような制度というのはないのでしょうか。

地域福祉支援課長： 強制は、やはり難しいですけど、基本的に今の予防サービスについては、予防ですから改善していただくというのが1つの目的です。

戸村委員： だからデイサービスでリハビリをやっていただいて、それを状況によって医師が判断なりして、この人は要支援2だったけれど卒業しましたと。そういう制度にしないと駄目だと思います。

松丸委員： おっしゃるとおりです。それで前の計画のときに、そういう人たちを予防の中で改善につなげて給付を少なくするという様に制度を考えたのですが、それがうまくいかなかったのです。それで二次予防事業の中で短期集中にやって、要介護にならないで、少し自分でできるようにというようなことを5期で考えましたが、これが全くうまくいきませ

んでした。3カ月やって、やっているときは良くなるけれど、この人たちは3カ月で卒業したときに受け皿がなかったことで、またもとに戻ってしまいました。

そこで今回、介護保険法が改正されて、地域の中で、集まる場があって、集まる人たちがいて、ずっと継続していくことが大切という方向転換を国がしたわけです。それで地域づくりになった。専門職を雇って、短期集中ではなくて、地域の中で集まる場所をつくって、そこに人を集めて、地域の人たちで、そこに集まるだけでも結構元気になる人たちがいるので、それを継続していくことが大切だと、制度の方向を国が変えて、地域づくりによる介護予防をしていこうということになっていったんです。

藤野会長：

言われるように、介護保険のサービスを、どんどん受けなきゃもったいないみたいな話になって、ヘルパーを頼んだり家政婦代わりみたいに使ったりしていることで、やっぱり圧迫してくるわけですね。今回、そういうところを事業化することによって、サービス事業者もある程度、市が管理できますし、地域包括が増えて、地域包括できちんとしたプランを立ててやっていくことになりましたが、今後は地域包括がある程度、民間に開かれていくので、そこを基幹型の地域包括で、いかにきちんと指導していくかということですね。

地域ケア会議などもきちんとその中でやりながら、要支援者などの方に対して、きちんとしたプランを立てていくか。今までみたいに、何でもかんでも、出してしまえば儲かるみたいなやり方では、もう駄目だということですよ。

戸村委員：

私が見てもね、デイサービスの数というのは、何でこんなに多いのかというぐらいすごいですよ。

松丸委員：

やはり、この地域で、できるだけサービスを使わないで頑張っていくぞという気合いをいれて、みんなで地域づくりをしていかななくてはならないのではと思います。使わなくては損という風土にはしてはいけないと思います。

藤野会長： 要介護者に対しては今までと同じですから、デイサービスでリハビリして、要支援になるように頑張ってもらえばいいわけですけど。

塚越委員： 高齢になって80歳を過ぎたときに、階段を下りられない、買い物も行かなくなってくるというのは現実なんですね。そのときに、ほんのちょっとでもお手伝いをしていただければ、その地域で安心して安全に暮らせるというのが現実だと思うんです。

ですから、どういう形であれ、支援1、2の方が介護認定を受ける、受けないは、また別として、チェックリストだけで判断してくれて、それで、ほんのちょっとお手伝いを受けられるのであれば、必要なことだと思います。ほんのちょっとお手伝いをいただければ、自分でできるんですよ。

特に認知症のない高齢の方は、ほんのちょっとでいいんです。みんな努力していると思うんですよ。お弁当を取ったり、買い物に行けないときは電話で素材を届けてくれるマーケットなんかも今あるので、そういうので買い物に行かなくても、それぞれやったりとかして。お掃除も毎日じゃなくて、自分一人で暮らしていれば、そんなにきれいにしなくてもか。ほんのちょっと外へ行く、病院へ行く手助けだったりとか、少し見守りに来ていただけたりとかすれば、また頑張ってそこで生きていけると思います。だから、介護保険を使わなくては損だ、みたいな人ばかりではないと、ご理解していただきたいと思います。

藤野会長： そのあたりが地域住民主体のところ、今の介護保険に縛られないような形で、「ちょっと」というようなところを地域の人たちがお互いで助け合う様な形での運営をするときに、行政がその事業所に対して、少し立ち上げとか運営を補助するということですよ。

地域福祉支援課長： そういうような取り組みに対して、1回幾らというような利用に対する支援ではなくて、運営の主体に対する補助というのを今、想定しています。それは先ほど言いました、

地域介護予防活動支援事業の中で、地域づくりだというお話をさせていただいたのは、そういう取り組みに対しての支援ということです。ですから、介護保険を「卒業」していただくというのは非常に大切なことだと思いますし、塚越委員もおっしゃられたように、ちょっと手助けしてさしあげれば、施設に行かなくても地域の中で生活できる方がたくさんいらっしゃると思います。そこが何の集まりになっているのかというのは地域ごとに違ってくるんだと思いますので、先ほどお話しました地域ケアシステムですとか民生委員の皆さんと地域で話をしていく必要があるのかなと思います。

塚越委員： ただ残念なことに、私の勉強不足だと思いますけれども、支援1にしろ2にしろ、認定を受けなければ、こういうサービスが受けられないと思っている方が多いため、認定を受けようということもあると思います。だから、チェックリストで認定ではないけども、そういうサービスを受けられるということが普及できれば、あえて認定を受けようとしなくても、ちょっとのお手伝いということが多くなるのかなと思います。

地域福祉支援課長： 認定を受けなくてもよいというのは、これからのことになりますけども、今おっしゃられたとおり、いざというときに使えないから認定だけ受けておこうという方が要支援1、2の場合だと約半分ぐらいいらっしゃいます。3,100人ぐらいが要支援1、2の認定ですが、実際サービスされているのは1,500ちょっとで、約50%ちょっとです。あと残りの方は何も使わないで認定だけ受けていられて、本来であれば介護保険は急に必要になっても使えるような制度設計をされていますので、そういうものの周知なり伝え方の工夫というのは、おっしゃられたように必要だろうと思います。

横谷委員 この改革というのは、介護サービスの原資が足りないから、必要のない人は使うなど、要するにこういうことですよ。従来の制度の中で、この範疇には、その他の原資を

当てなさいよと。使うなど言っているのだと、私ははっきり思っているのですけども、せつかく制度設計した介護保険制度を使わないやつにしようという目論見なんだと。

従って、その切れ目をどこにつけるかということが、非常にいろんな人の意見があるわけで、どの辺でカットするかという話で要支援1、2をもってカットしようと、こういう基本理解でいいですよ。

それに対して、それじゃ困るという声が当然あるわけで、それに対して、どう受け皿をつくるかという話で、この原資は介護保険では使わないよと。市町村が独自に原資を引き当てなさいよ、一般財源でやりなさいよと、こういう理解でいいですか。

地域福祉支援課長： 切り離すというようなことで、新聞報道等も最初ありましたけども、切り離しではなくて制度移行です。新しい総合事業につきましても、同じ介護保険の枠組みでやります。ですから、一般財源ではなくて、特定財源です。

横谷委員： わかりました。では、理解が違っていましたね。

地域福祉支援課長： 国が介護保険でやります、負担は変わりませんよというのは、そういうことを言っています。一方で、要支援1、2を切り離すと言ったときに、切り捨てなのかどうかという話になると思いますけど、そうは言っていません。

これで費用を減らそうということではなくて、今のままで伸びていきますと、5、6%で増えていくというような想定をしているようで、かなり伸びていきます。それを、これをやることによって、後期高齢者の伸び率に、給付の伸びを抑えようということを言っています。それは、何故かという、要支援1、2の方のサービスの内容を見ますと、半分近くが、必ずしもヘルパーさんが行かなくても大丈夫なんじゃないかという、先ほど言った、ちょっとしたお手伝いがあれば生活ができるのではないかという方がいらっしゃるのです。

横谷委員： 何によって抑制するのですか。要するに、現行どおりや

っていれば原資が足りなくなるのは見えてきたわけですよ。従って、その原資をもって賄うためには何らかの抑制をしなきゃいけないわけですよ。

松丸委員：　　今まで、きちっと専門職として研修を受けた人たちが、ある程度の金額をもらってしていたサービスを、近所のおばさんが、ちょっとすることでできるのなら、すごく安くなりますね。

横谷委員：　　近所のおばさんにも、お金あげるの？

松丸委員：　　コーディネートしているところには、あげますよ。

横谷委員：　　出し方が違うわけですね。

松丸委員：　　介護の勉強しているヘルパーさんが行ったときに、何も掃除をその人にやらしてもらわなくてもいいですよという話です。それならば、その地域で、重度の人には看護師やヘルパーさんを。だけど、軽い、ちょっとした手助けで、そこで住める人には、同じ金額の人を行かせなくていいですよという、そういうことです。

藤野会長：　　だから、ヘルパーさんが、1回行ったら30分とかいないといけないわけで、もったいないから洗濯なんかしてもらおうみたいな。やっぱり家事をやらなくなると、要介護度がどんどん落ちてしまったり、認知症とか、いろんな病気が出てしまうので、そのあたりはできるだけやっもらうというのは、前の改革のときにもあったんですけど…、やらないですよ。

地域福祉支援課長：　先ほどのお話にあったように、やっていただくよりも、やっぱり、できる人はやっていくと体にも良い影響があるというような結果が出ています。それと、専門職が足りなくなるというお話もありましたけど、現場から話を聞くと、ヘルパーさんの高齢化というのもあるそうです。当然、専門的な研修を受けられた方は介護の重い方をやっていただ

くというようなことは、1つの目標であると思います。

また、地域の方にやっていただくというのは、それをすることによって、やっている方の介護予防になっていると。例えば自治会活動と地域の活動をやっている方を見ていると、30%ぐらい介護になる確率が低いという報告もあるので、これは確かに費用を下げるためのことかもしれないですけれど、一方でそういう効果もあるということです。

全体的には下げられる。だけど、それがかなり下げられるかという、そういうことには今回はなっていないと思います。

横谷委員：

お話を聞いて、大体言っていることはわかるのですが、あまり当てにならないようなことを目標に掲げて抑制しようとしているというか、結局ふたを開けてみて、やっぱり上がってしまったと、そういうことになるのではないかと。

もう1つは、今のお話ですと、要するに介護保険というのは、何故うまくいったかという、ちゃんと市場ができたからですね。今おっしゃっているところの世界というのは、市場が形成されにくいところに挑戦しようとしているわけで、はっきり言うと、担い手がないまま、そこにグッと突っ込んだという印象があります。

もちろん、だから、それはつくっていかないといけないのですが。はっきり言うと、さっきのいろんな①②までは今までと似た感じだから、分かるんですけど、③から④とか⑤となってくると、今まで家庭、あるいは家族が担っていたようなことを位置づけたところもあるような印象があって、それも家庭の中で、外から見えないところで行われているのと、今度は地域だとかサロンだとか、見えるところでやるものとぐらいの分類をした印象が、ちょっとあります。すると、今のお話ですと、出し方を変えて、そこに介護保険の受け皿を作りましょうと。だから、つくっているというような印象があります。

地域福祉支援課長： おっしゃるとおりのところもあるのかなと思います。

非常に難しい話で、県が市町村にヒアリングを行ったのですが、この間、別の会議で担当の人と少しお話したとき

に、千葉県内を比べて、やはり都市部以外はうまくいっている。そういう助け合いだとか、そういうふうなのが。やっぱり都市部は問題が多いということを県の人が言っていました、

藤野会長： 地域コミュニティが形成しにくいですね。

事務局： はい。もう1つ、三菱総合研究所が地域包括ケアシステムの研究を出していますが、やはり都市部は難しいだろうと言っています。ただ、都市部は地方と違ってサービスがある。言葉は悪いですが、お金で解決すべきではないかということも提言としては入っています。ですから、ここに確かに、国が提示している部分をそのまま出させてもらっていますが、やはり都市部においては、まずは1番、2番のところの事業者さんの協力を得るところが、大切なところだろうと思っています。そのために、どう準備していったらいいかということになってくると思います。

横谷委員： 要するに国が制度設計しているようなことだから、多分、都市部とそれ以外を全部ないまぜにすると、トータルで圧縮できると、こういう考え方もあるのでしょうか。
分かりました、ありがとうございます。

地域福祉支援課長： このイメージが全部、ぼんとできるということではないと思います。

藤野会長： 実際のところ、そうですね。やれるところからということと、やはり今回は、こういうプランを立てるのが地域包括になってくると思うので、地域包括が、それほど必要のない方に対するプランをどれだけきちんと考えていけるか。だから、そこの地域包括とか、ケアマネさんの力量が問われてくると思います。
何でもかんでも、てんこ盛りでサービスを提供していたら、もう財源が足りませんので。そういうことだと思いません。

今言われるように、都市部では、かなり厳しいとは思いますが、ちょっとずつ、できるところとからやっていくしかないかと思えます。

本当に田舎のほうは、私も聞いたのですが、隣の家のおむつ交換まで、やってくれる地域もあるらしくて、それは極端ですけど、そのぐらいの地域の関係ができていところはいいでしょうけれど。

では、ありがとうございました。次に次第3「その他」について事務局からお願いします。

事務局：

本日は委員の皆さん、貴重なご意見をありがとうございます。

今後についてご説明させていただきたいと思えます。

審議会のほうでも報告させていただきましたけれども、10月28日、29日、31日に、地域懇談会を開催いたします。合わせて、10月27日から、パブリックコメントを行う予定でございます。また次回の分科会ですけれども、11月4日火曜日、10時からということをお願いしたいと思えます。

次回の分科会におきましては、地域懇談会の報告をさせていただきたいと思えます。また合わせて、本日、審議会、分科会でいただいたご意見、そちらも含めましたものを骨子案として、改めて提示させていただきたいと思っております。

分科会の開催通知につきましては、改めて送付をさせていただきたいと思えます。

以上です。

藤野会長：

ありがとうございます。懇談会については、説明の内容を把握できるように、簡潔に、わかりやすくよろしくお願いいたします。

今の日程についてのご意見はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、以上をもちまして、平成26年、第4回市川市高齢者福祉専門分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。